

富士市道路の位置の指定基準

(目的)

第1条 この基準は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)

第42条第1項第5号の規定に基づいて道路の位置の指定を行うについて、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4によるほか具体的な基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(指定道路の配置)

第2条 位置の指定を受けようとする道路(以下「指定道路」という。)の配置については、土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街地形成を勘案して配置に十分留意しなければならない。

(接続道路)

第3条 指定道路は、その両端を他の道路(法第42条に規定する道路をいう。以下この基準において同じ。)に接続しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この基準において同じ。)とすることができる。

- (1) 延長(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する指定道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。以下この基準において同じ。)が35メートル以下の場合
- (2) 延長が35メートルを超え、終端の転回広場の中心までの距離が70メートル以下である場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場に関する基準(昭和45年建告第1837号)に適合する自動車の転回広場(形状は別図)が設けられている場合
- (3) 幅員が6メートル以上の場合
- (4) 上記にすることが困難で、周囲の状況によりやむを得ないと認め、交通上、安全上支障がない場合は、協議するものとする。

(指定道路の幅員)

第4条 指定道路の幅員は車道幅員とし、4メートル以上としなければならない。

なお、原則としてガードレール等がある場合にはそれより外側は車道幅員に含めない。

- 2 両端が他の道路に接続する指定道路で区間距離が100メートルを超えるものにあつては、車道幅員を5メートル以上としなければならない。
- 3 U型側溝で堅固な覆蓋のないものは、車道幅員に算入しないものとする。

4 前項にすることが困難で、周囲の状況によりやむを得ないと認め、交通上、安全上支障がない場合は、協議するものとする。

(隅切)

第5条 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの2等辺三角形の部分を指定道路に含む隅切を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、両側に隅切を設けることができない場合や、周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認め、交通上、安全上支障がない措置を講じることができる場合は、協議するものとする。

(1) 指定道路を河川、水路等に接して築造する場合で、指定道路が接続する道路の橋梁、欄かん等により隅切りができないと認められる場合

(2) 指定道路が接続する道路との角地に既存の建築物、堅固な擁壁若しくはがけ等があり、隅切を設けることが著しく困難と認められる場合

2 指定道路が他の道路と接続する部分及び指定道路相互の交差はなるべく直角に近いものとし、60度未満の角度で交差する場合には、底辺の長さが3メートル以上となる2等辺三角形の隅切を設けなければならない。

(勾配)

第6条 指定道路の縦断勾配は、原則として9%以下とする。

2 指定道路が他の道路に接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分の縦断勾配は2.5%以下とし、その延長は次によるものとする。

イ 他の道路に接続する部分 10メートル

ロ 指定道路が相互に交差する部分 6メートル

ただし、交差角が60度未満となる場合にあっては、隅角部が急勾配とならない距離まで延長したものとする。

3 前2項にすることが困難で、周囲の状況によりやむを得ないと認め、交通上、安全上支障がない場合は、協議するものとする。

(舗装)

第7条 指定道路は原則として舗装するものとする。

2 指定道路の縦断勾配が9%を超える部分は、すべり止め舗装等の通行上安全な措置を講じなければならない。

(排水施設)

第8条 指定道路の側溝は、両側に設けることを原則とし、U型側溝にあつてはその内法寸法が24センチメートル以上、L型側溝にあつては幅45センチメートル以上のコンクリート製で、かつ排水に支障がないものとする。

2 排水施設の流末は地区内の下水及び雨水を有効かつ適切に排水できるよう措置したものでなければならない。

なお、周辺の状況を勘案して、一体的に整備する必要がある場合には、周辺地を含めた排水計画としなければならない。

(指定道路内の通行)

第9条 指定道路内は、通行に支障のないようにしなければならない。

なお、通行に支障がある場合には、指定は行なわないものとする。

(安全施設)

第10条 指定道路が屈曲、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれのある箇所、又は雪崩、落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある個所には、ガードレール、さく、擁壁等の適当な防護施設を設けなければならない。ただし、周囲の状況によりやむを得ないと認め、交通上、安全上支障がない場合は、協議するものとする。

附 則

1 この基準は、平成29年4月1日より施行する。

2 この基準は、令和4年12月1日より施行する。